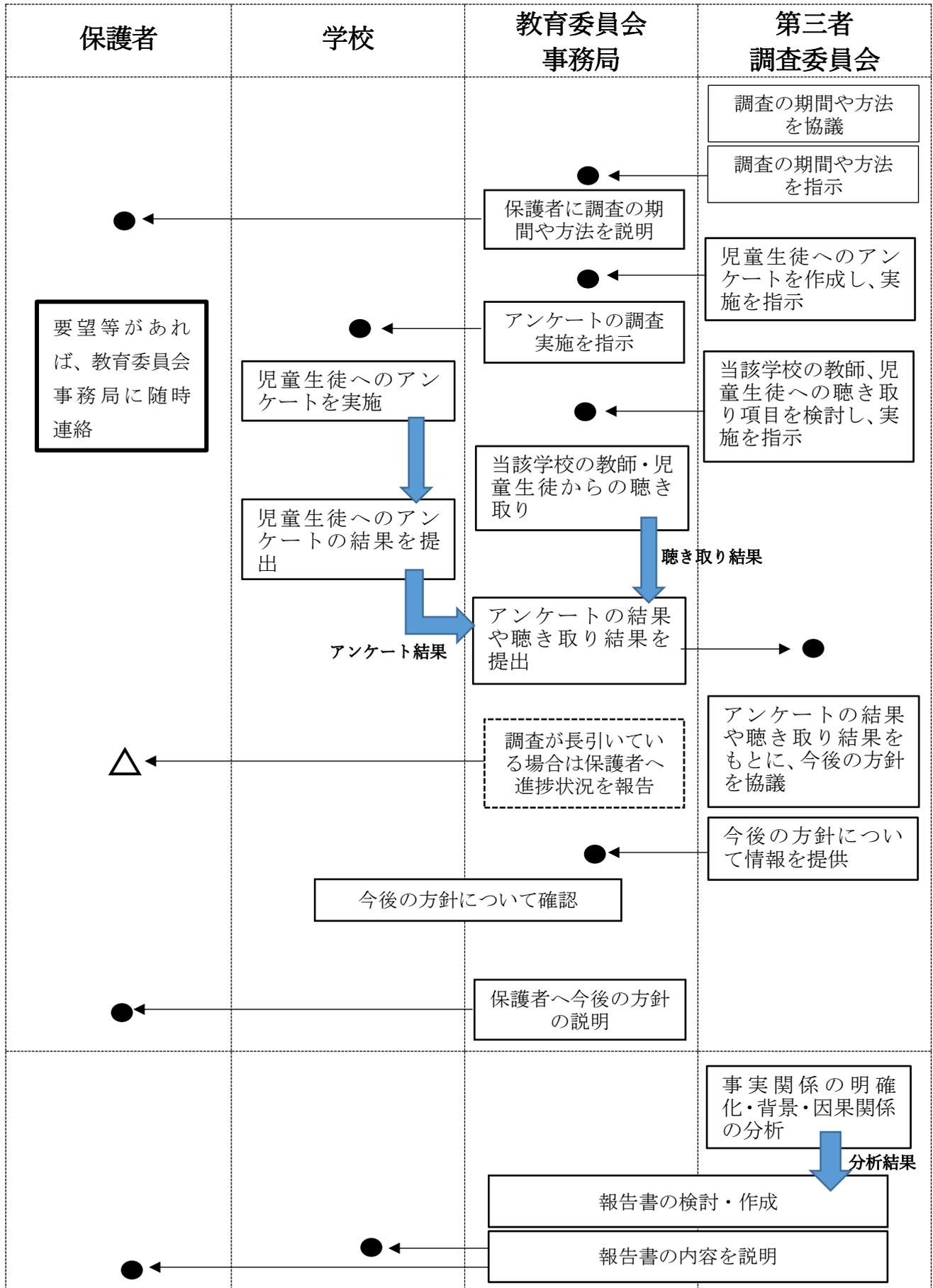


本市の「第三者調査委員会による調査」概要の例

※いじめ経緯や事案の特性を踏まえ、重大事態への対処が十分でないと判断する場合や、教育活動に支障が生じる場合は教育委員会が調査主体となります（北九州市いじめ防止基本方針より）



※この概要は一例であり、本来は保護者の意向をもとに作成する。